

## 浜松市在宅重度知的障害者介護者慰労金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅重度知的障害者を常時介護する者に対し、在宅重度知的障害者介護者慰労金(以下「慰労金」という。)を支給することにより、介護者を慰労し、もって在宅重度知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「在宅重度知的障害者」とは、次の各号のすべてに該当する者をいう。

- (1) 前年度3月31日時点において18歳以上かつ65歳未満の者
- (2) 当該年度10月1日時点において療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が最重度の者
- (3) 前年度10月1日から当該年度9月30日までに別表2に定める支給又はサービスを受けておらず、6箇月以上家庭で介護を受けた者
- (4) 別表1の日常生活動作項目のうち2以上の項目が3に該当する者
- (5) 当該年度12月1日において、市内に居住し、福祉施設に入所していない者

### (支給対象者)

第3条 慰労金は、市内に居住する在宅重度知的障害者を介護している主たる介護者に支給する。ただし、浜松市在宅重度障害者介護者慰労金支給要綱による慰労金を受ける者を除く。

### (慰労金額及び支給月)

第4条 慰労金は年額7万円とし、その年度の12月にこれを一括して支給する。ただし、当該慰労金の支給に係る申請を当該年度の11月末日までに行わなかった者その他これと同等と認める場合にあっては、当該申請のあった後に支払うものとする。

### (申請)

第5条 前条の申請は、当該年度の3月31日までに行うものとする。ただし、市長がやむをえない理由があると認める場合は、この限りでない。

### (慰労金の返還等)

第6条 慰労金を申請し、又は受給した介護者が次の各号のいずれかに該当するときは、慰労金の支給を行わないものとし、支給を停止し、又は支給した慰労金を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段によって慰労金の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 介護を怠っていると認められるとき。

### (在宅重度知的障害者調査票)

第7条 在宅重度知的障害者の調査に必要な様式は、別記様式とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

日常生活動作

食事	1 自立	2 半分介助が必要	3 全面介助が必要
排泄	1 自立	2 半分介助が必要	3 全面介助が必要
入浴	1 自立	2 半分介助が必要	3 全面介助が必要
着替	1 自立	2 半分介助が必要	3 全面介助が必要
危険物	1 わかる	2 特定物はわかる	3 わからない

別表 2 (第 2 条関係)

支給又はサービス
( 1 ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 2 9 条若しくは第 3 0 条に基づく支給又は同法第 5 1 条の 1 4 若しくは第 5 1 条の 1 5 に基づく支給又は同法第 7 7 条第 1 項第 8 号若しくは第 9 号に規定する事業のサービス
( 2 ) 浜松市日中一時支援事業実施要綱に基づくサービス
( 3 ) 浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施要綱又は浜松市在宅重度身体障害者福祉施設利用入浴サービス事業実施要綱に基づくサービス
( 4 ) 児童福祉法第 2 1 条の 5 の 3 若しくは第 2 1 条の 5 の 4 に基づく支給 ( 保育所等訪問支援事業を除く。 )
( 5 ) 介護保険法第 8 条第 1 項若しくは第 1 4 項に規定するサービス ( 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。 ) 又は同法第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 1 2 項に規定するサービス ( 介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。 )
( 6 ) 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱第 4 条又は第 4 8 条又は第 5 3 条に規定するサービス
( 7 ) 生活保護法第 1 5 条の 2 に基づく介護扶助

別記様式（第7条関係）

在宅重度知的障害者調査票

## 2 生活状況調査書

（障害者ご本人の生活について記入してください。）

平成 年 10月 1日から平成 年 9月 30日までに、施設に入所、もしくは病院、老人保健施設等に入院していた方は記入してください。

平成 年 月 日～平成 年 月 日 施設（病院）名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日～平成 年 月 日 施設（病院）名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日～平成 年 月 日 施設（病院）名 \_\_\_\_\_

日常生活動作（下記の日常生活動作について、あてはまるものの番号に をつけてください。）

食事	1 自立	2 半分介助が必要	3 全面介助が必要
排泄	1 自立	2 半分介助が必要	3 全面介助が必要
入浴	1 自立	2 半分介助が必要	3 全面介助が必要
着替	1 自立	2 半分介助が必要	3 全面介助が必要
危険物	1 わかる	2 特定物はわかる	3 わからない

上記の日常生活動作が、**2つ以上3に該当する方**の介護者に慰労金が支払われます。